

資料4 日本古生物学会の体制が一般社団法人に適合するかの検討

一般社団法人は、法律によって定められた団体であり、任意団体である日本古生物学会との組織や体制、役割の名称などの違いがあります。一般社団法人では、意思決定機関である社員総会における「社員」の位置づけの違いで、体制が2通りに分けられます。会員の代表として選ばれた代議員を社員とする代議員制をとる体制と、会員を社員として代議員制をとらない体制です。そこで、代議員制をとる場合ととらない場合で、現在の古生物学会の体制とどのように違うのか、古生物学会が一般社団法人へスムーズに移行できるのかどうかを検討しました。その結果、代議員制をとる場合は、総会は社員総会（今の評議員会）となり、規模が小さくなり、会員の意見が反映されにくくなる可能性があります。一方、代議員制をとらない場合は、現在の学会の体制や総会の成立要件人数はほぼ変わりません。そのため、古生物学会が一般社団法人を目指す場合は、代議員制をとらない体制であればスムーズに移行できるということです。

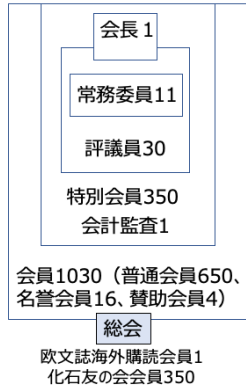
1) 代議員制をとらない場合（会員を社員にする）

- ・古生物学会での会員と総会は、それぞれ社員と社員総会に相当する。以下、[]内は相当する古生物学会での名称。
- ・社員総会〔総会〕の成立要件は社員〔会員〕の10分の1（約100人）の出席とすることで、現在の総会と同じかたちにできる。
- ・理事〔評議員〕としての被選挙権のある会員として特別会員を定款で設定し、特別会員から理事〔評議員〕を選出する。
- ・理事〔評議員〕から執行理事〔常務委員〕を互選で選出できるため現在と同じ方法にできる。
- ・代表理事〔会長〕は理事〔評議員〕から選出となり、現在の選出法（会長を特別会員から選出し、評議員会で選挙）とは異なる。ただし、これまで評議員以外の特別会員から会長が選出された例はない。

上記のように、代表理事〔会長〕の選出を除き、代議員制をとらない一般社団法人であれば現在の体制をそのまま移行できる。

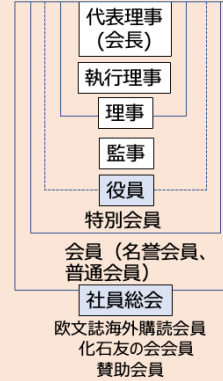
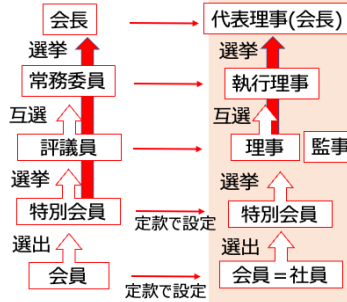
現在の古生物学会 (任意団体)

総会は会員の10分の1で成立：約100人



一般社団法人 (代議員なし)

社員総会は社員の10分の1で成立：約100人



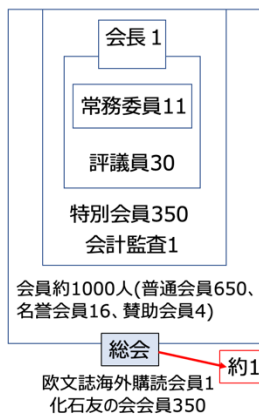
2) 代議員制をとる場合 (代議員を社員とする)

- ・代議員 [評議員] としての被選挙権のある会員として特別会員を定款で設定し、特別会員から代議員 [評議員 30人] を選出する。
- ・代議員が社員となり、30人の社員総会 [評議員会] を開催する。総会の規模が現在より小さくなる。
- ・社員総会 [評議員会] の成立要件は、社員の2分の1 (15人) の出席。
- ・代議員 [評議員] から理事 [常務委員] が選出される (互選でも良い)。
- ・理事 [常務委員] から代表理事 [会長] が選出され、現在の選出方法 (会長を特別会員から選出し、評議員会で選挙) とは異なる。

社員総会 (今の評議員会) は現在の総会より規模が小さいので、多様な会員の意見が学会運営などに反映されにくくなる可能性があります。

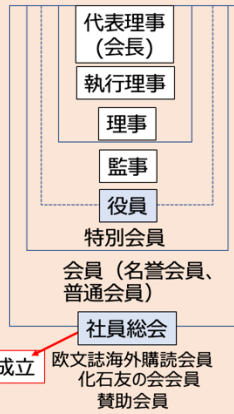
現在の古生物学会 (任意団体)

総会は会員の10分の1で成立



一般社団法人 代議員なし

社員総会は会員の10分の1で成立
執行理事が常務委員の役割



一般社団法人 代議員制

社員総会は代議員の2分の1で成立
理事が常務委員の役割

